

広島県告示第四百二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

吉和西元地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

尾道市		郡市・区	
吉和西元町		町	
		大字	
		字	
一〇三九番一〇	一〇三九番一一	一〇五四番	一〇六二番一地先 里道敷
標柱八号	標柱七号	標柱四号、 五号及び六号	標柱二号及び三号
			一〇六二番六
			標柱一号
			標柱番号